

岩手県監査委員告示第26号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和3年岩手県監査委員告示第6号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月11日

岩手県監査委員 軽 石 義 則  
岩手県監査委員 神 崎 浩 之  
岩手県監査委員 寺 沢 剛  
岩手県監査委員 沼 田 由 子

1（1） 監査対象機関名 中部教育事務所

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和2年10月22日

イ 本監査実施日 令和2年12月17日

（3） 監査結果の公表の日 令和3年2月9日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
期末手当及び勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、422,603円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	過支給となった手当については、令和2年11月25日に返納を完了した。 育児休業期間を除算しなかったことが要因であることから、教育事務所及び学校の双方におけるチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立総合教育センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和2年11月17日

イ 本監査実施日 令和2年12月17日

（3） 監査結果の公表の日 令和3年2月9日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
需用費等の執行に当たり、執行管理体制に不適切なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、支出事務の適正執行の確保のための取組の実施、組織として実効性のある内部統制体制の構築等、再発防止に努められたい。	適切な事務分担や進捗状況の管理、職員相互に関連書類との整合性を確認できる体制を整備するなど内部統制体制の構築を図り、再発防止に努めることとした。